

指定通所介護・生きがい対応型通所サービス重要事項説明書

法 人 名： 株式会社 コモテックス

事業所名： **デイサービス ほのぼのハウス**

事業所番号： 4270500533

住 所： 長崎県大村市松山町460-2

TEL・FAX： 0957-20-8885 FAX 0957-20-8887

指定年月日： 平成14年5月1日

実施地域： 大村市一円

事業内容： 通所介護・生きがい対応型通所サービス

サービス内容： 送迎・食事の提供・入浴介助・個別機能訓練、その他必要な機能向上等の介護。レクリエーション、相談援助等の生活支援。

職員体制： 1. 管理者 1名

管理者は、従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2. 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等との連携調整を行う。

3. 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

4. 介護職員 2名以上

介護職員は、入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。

5. 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導を行う。

定 員： 20名

営 業 日： 月曜日から金曜日まで

休 日： 日曜日・12月30日から1月4日まで

営業時間： 午前8:15から午後5:30まで

サービス提供時間： 午前9:15から午後4時30まで

① 事業の目的

株式会社コモテックスが開設するデイサービスほのぼのハウス（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護・生きがい対応型通所サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態、要介護状態又は事業対象者にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な指定通所介護・生きがい対応型通所サービスを提供することを目的とする。

② 運営方針

（1） 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（2） 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

③ サービス内容

指定通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- （1）食事の提供
- （2）入浴
- （3）日常生活動作の機能訓練
- （4）健康状態の把握
- （5）送迎
- （6）日常生活における相談及び助言
- （7）その他日常生活上の援助

④ 秘密の保持

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (2) 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。
- (3) この重要事項説明書に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社コモテックスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

⑤ 災害時対応

事業所は、防火管理者についての責任者を定め、非常災害に関する計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等の訓練を行う。

⑥ 感染症対策

事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防まん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者の対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

⑦ 虐待防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

⑧ 身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

⑨ 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護・生きがい対応型通所サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

⑩ 緊急時の対応

従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び利用者の家族等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告するものとする。

⑪ 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、指定通所介護・生きがい対応型通所サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

⑫ 苦情処理の体制・手順

- (1) 事業所は提供した指定通所介護・生きがい対応型通所サービスに係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

(2) 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

苦情・相談解決責任者 渡邊 豊美

苦情・相談窓口担当者 中野 康裕

苦情・相談連絡先 0957-20-8885 (24時間対応)

⑬ 公的苦情・相談窓口

大村市長寿介護課 0957-20-7301

大村市地域包括支援センター 0957-53-8141

長崎県国民健康保険団体連合会 095-826-7293

⑭ 利用料金

指定通所介護・生きがい対応型通所サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。なお、当該指定通所介護・生きがい対応型通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 生きがい対応型通所サービス利用料金

① 基本単価 (送迎・入浴は基本単価に含む)

要支援1・事業対象者 1,798円／月

要支援2 3,621円／月

② サービス提供加算Ⅲ 24単位／月 (要支援1)

サービス提供加算Ⅲ2 48単位／月 (要支援2)

③ 介護職員処遇改善加算 (所定の計算につき算定) (要支援1)

介護職員処遇改善加算 (所定の計算につき算定) (要支援2)

(2) 指定通所介護利用料金

④ 基本単価 (送迎は基本単価に含む)

	1割	2割	3割
要介護1	658円／日	1,314円／日	1,971円／日
要介護2	777円／日	1,554円／日	2,331円／日
要介護3	900円／日	1,800円／日	2,700円／日
要介護4	1,023円／日	2,046円／日	3,069円／日
要介護5	1,148円／日	2,296円／日	3,444円／日
⑤ 入浴加算	40円／日	80円／日	120円／日
⑥ 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56円／日	112円／日	168円／日
⑦ サービス提供体制加算(Ⅲ)	6円／日	12円／日	18円／日
⑧ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(所定の計算につき算定)		

(3) 食 事 代	昼食提供	1日700円
(4) おむつ代	使用分を実費	

⑯ 自主事業（保険外実費）

1. 1日利用料 5,000円（昼食付）

附則

この規程は、令和4年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和4年10月17日から施行する。

この規程は、令和5年12月15日から施行する。

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和6年11月 1日から施行する。

この規程は、令和7年 1月 1日から施行する。

この規程は、令和7年 7月 1日から施行する。